

◆当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定性的な事項～

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

・普通出資

①発行主体：上越信用金庫

②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：738百万円

令和2年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスクの分散を図っております。（さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も通減しており、ほとんど依存しておりません。）

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとの収支計画に基づく業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っております。

また、信用リスクの評価については、信用リスクの計量化を行うとともに、信用格付制度の構築の為、インフラの整備を進めているところです。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会に報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産自己査定規程」及び「貸倒償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率により算定するとともに、その結果については、監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

・(株)格付投資情報センター（R&I）

・(株)日本格付研究所（JCR）

・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び 手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失（信用コスト）を軽減するため、お取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。但し、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢに定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体保証、しんきん保証基金等保証会社、その他未担保預金等が該当します。そのうち地方公共団体保証は政府保証と同様に、また、しんきん保証基金等は適格格付機関が付与する格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることのないようリスク分散に努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに 関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

購入にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」に則って取扱っております。

リスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、常勤理事会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

・(株)格付投資情報センター（R&I）

・(株)日本格付研究所（JCR）

・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務規程・要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対し

報告する態勢を整備しております。

- (2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続手法

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託については、時価評価及び予想損失額（20%下落）によるリスク計測によって把握するとともに、金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、定期的にALM委員会、リスク管理委員会及び常勤理事会へ報告しております。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金については、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

- ①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っています。

②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

△EVE、100BPV、VaRを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来収入への影響については、△NIIやNIIを用いています。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、ALM委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っています。

③金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っています。報告は毎月ALM委員会で行っていますが、市況急変時にはALM委員会を臨時開催し、金利リスク削減の検討を行います。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

(2)金利リスクの算定手法の概要

- ①開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

(c) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。また、資産または負債に占める割合が5%未満かつ重要性がないと判断した通貨については計測対象外としています。

(f) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）

割引金利にスプレッドは含めていますが、△EVE／△NII計算時にはスプレッド変動は考慮していません。

(g) 内部モデルの使用等、△EVEと△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

前年度と同様の方法で算出しております。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テスト結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しています。

- ②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

1%金利上昇（100BPV）の採用（△EVEの場合、円金利のショック幅は同じですが、外貨金利の場合にはショック幅は異なります）、VaRを採用しています。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点）

VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しています。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しています。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。当金庫では、バックテストの実施や100BPV等をストレステストとして用いることでこのようなVaRの問題点を解決しています。



1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項 目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,170	10,367
うち、出資金及び資本剰余金の額	748	738
うち、利益剰余金の額	10,445	9,650
うち、外部流出予定額（△）	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△7	△7
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	329	390
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	329	390
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5	4
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,506	10,762
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	28	21
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	28	21
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	6	5
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	34	26
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	11,471	10,735
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	83,214	78,599
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,609	△5,610
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,641	△5,641
うち、上記以外に該当するものの額	32	30
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,260	4,273
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	87,474	82,872
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.11	12.95

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット 所要自己資本の額の合計※1	83,214	3,328	78,599	3,143
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	87,273	3,490	81,522	3,260
ソブリン向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	16,744	669	17,107	684
法人等向け	28,146	1,125	26,920	1,076
中小企業等向け及び個人向け	23,104	924	15,478	619
抵当権付住宅ローン	—	—	2,777	111
不動産取得等事業向け	5,359	214	5,155	206
3ヵ月以上延滞等	183	7	218	8
取立未済手形	3	0	4	0
信用保証協会等による保証付	358	14	366	14
出資等	269	10	251	10
上記以外	13,063	522	13,201	528
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	9,401	376	9,903	396
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,011	40	1,011	40
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	129	5	118	4
上記以外のエクスポージャー	2,521	100	2,167	86
②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
③-1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,549	61	2,687	107
ルック・スルー方式	1,549	61	2,687	107
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	32	1	30	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5,641	△225	△5,641	△225
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,260	170	4,273	170
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	87,474	3,498	82,872	3,314

- （注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金等、 オフ・バランス取引		債 券					
		2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度
国	内	194,520	196,102	71,093	72,905	52,590	52,857	254	248
国	外	26,295	27,185	—	—	26,295	27,185	—	—
地 域 別 合 計		220,816	223,287	71,093	72,905	78,886	80,042	254	248
製 造 業		9,172	10,348	4,969	5,136	4,011	5,015	33	22
農 業、林 業		260	243	260	243	—	—	—	—
漁 業		16	6	16	6	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		8	—	8	—	—	—	—	—
建 設 業		8,077	8,483	7,677	8,083	400	400	16	10
電気、ガス、熱供給、水道業		10,675	10,366	7	0	10,667	10,366	—	—
情 報 通 信 業		872	967	554	650	300	300	—	—
運輸業、郵便業		507	600	462	578	—	—	—	—
卸売業、小売業		6,367	6,874	5,564	5,869	803	1,004	81	39
金融業、保険業		103,868	106,797	4,965	6,978	33,190	33,893	—	—
不 動 産 業		5,297	4,956	2,786	2,644	2,501	2,301	—	37
物 品 質 貸 業		2,369	2,822	165	218	2,202	2,602	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		238	258	238	258	—	—	—	—
宿 泊 業		866	907	864	905	—	—	6	0
飲 食 業		1,416	1,590	1,416	1,590	—	—	37	43
生活関連サービス業、娯楽業		901	912	901	912	—	—	21	19
教育、学習支援業		609	532	609	532	—	—	—	—
医 療、福 祉		3,270	3,258	3,270	3,258	—	—	—	—
その他のサービス		3,293	3,712	3,256	3,314	37	397	16	7
国・地方公共団体等		32,077	30,527	7,149	6,621	24,771	23,761	—	—
個 人		25,789	24,984	25,789	24,984	—	—	42	66
そ の 他		4,856	4,133	159	116	—	—	—	—
業 種 別 合 計		220,816	223,287	71,093	72,905	78,886	80,042	254	248
1 年 以 下		51,700	36,824	13,159	12,982	6,384	6,129	—	—
1 年 超 3 年 以 下		55,042	71,429	13,303	13,293	14,338	16,435	—	—
3 年 超 5 年 以 下		19,376	15,827	9,937	10,174	9,439	4,653	—	—
5 年 超 7 年 以 下		10,162	12,584	6,104	6,144	4,057	6,440	—	—
7 年 超 10 年 以 下		14,887	14,440	4,981	6,672	9,048	7,472	—	—
10 年 超		53,629	58,480	17,215	18,473	34,913	38,006	—	—
期間の定めのないもの		16,017	13,700	6,392	5,163	703	904	—	—
残存期間別合計		220,816	223,287	71,093	72,905	78,886	80,042	—	—

- （注）1. 信用リスクエクスポージャーに係るデリバティブ取引はありません。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

30ページに記載してありますのでご覧ください。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製 造 業	116	77	12	104	52	20	64	56	77	160	1	-
農 業 、 林 業	-	0	△0	△0	-	-	-	0	0	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	385	385	2	109	3	4	382	380	385	489	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、 郵 便 業	-	-	-	6	-	-	-	-	-	6	-	-
卸 売 業、 小 売 業	245	266	26	58	6	29	239	236	266	295	2	-
金 融 業、 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	27	27	△0	23	-	-	27	27	27	51	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門技術サービス業	-	-	-	8	-	-	-	-	-	8	-	-
宿 泊 業	7	6	△1	196	-	4	7	2	6	198	-	5
飲 食 業	19	75	56	32	-	0	19	74	75	107	-	1
生活関連サービス業、娯楽業	72	25	18	15	65	-	6	25	25	41	-	-
教 育、 学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 、 福 祉	16	16	△0	22	-	-	16	16	16	39	-	-
そ の 他 の サービス	7	31	23	23	-	22	7	9	31	32	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	168	149	△0	53	17	14	150	135	149	189	4	0
合 計	1,068	1,062	139	655	145	96	923	965	1,062	1,621	9	7

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト 区分（%）	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	40,612	-	43,681
10%	-	4,503	-	4,606
20%	1,705	92,258	2,605	94,378
35%	-	-	-	7,935
50%	28,086	349	27,133	335
75%	-	23,961	-	16,040
100%	4,649	21,979	3,650	19,782
150%	-	101	-	112
200%	-	-	-	-
250%	-	2,862	-	3,058
合計	221,071		223,322	

- （注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。

- （注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,103	889	20,300	23,833	-	-

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	-	-
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

（単位：百万円）

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
①派生商品取引合計	-	-	-	-
(i)外国為替関連取引	-	-	-	-
(ii)金利関連取引	-	-	-	-
(iii)金関連取引	-	-	-	-
(iv)株式関連取引	-	-	-	-
(v)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合 ロ. 投資家の場合
・該当ございません。 ・該当ございません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	47	47	40	40
非上場株式等	1,227	1,227	1,224	1,224
合計	1,275	1,275	1,264	1,264

- ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
・該当ございません。

- ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
・該当ございません。

- ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
・該当ございません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,371	5,331
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ハ	
		ΔEVE	ΔNII	ΔEVE	ΔNII
1	上方パラレルシフト	9,062	7,698	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	40	31
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,062	7,698	40	31
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,735		11,471	

- （注）1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。